

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

滋賀県総合企画部企画調整課
令和 4 年 (2022 年) 1 月 4 日

1 募集の趣旨・目的

滋賀県は、明治5年(1872年)9月29日に滋賀県と犬上県が合併し、現在の県域となって成立しました。この度、令和4年9月に、滋賀県誕生150周年の節目を迎えるにあたり、県民一人ひとりがこれまでの滋賀の歴史を学んで先人の努力を振り返り、滋賀に一層誇りや愛着を持つとともに、未来を考える契機としたいと考えています。

ついては、この県政150周年を県内外に広く周知し機運を高めるため、県政150周年にふさわしいロゴマーク・キャッチフレーズを広く募集します。

2 募集内容

- ①滋賀県政150周年記念ロゴマーク
- ②滋賀県政150周年記念キャッチフレーズ

3 使用目的

募集するロゴマーク・キャッチフレーズは滋賀県の発行する啓発物品や印刷物、滋賀県ホームページ等をはじめ、市町・企業・団体での取組などにおいて広く告知・広報に使用する予定です。

なお、その使用にあたっては、滋賀県政150周年記念の取組に関わるものに限定します。

4 応募資格

どなたでも御応募いただけます。(年齢、住所、プロ・アマは問いません。)

5 募集期間

令和4年(2022年)1月4日(火)から令和4年(2022年)2月16日(水)まで
※当日消印有効

6 応募点数

ロゴマーク・キャッチフレーズについて、それぞれ1人3点まで応募可能です。なお、1人3点を超える応募があった場合は、受付順で4点目以降の作品は無効とします。

7 応募方法

しがネット受付サービスまたは郵送のいずれかでご応募ください。

(1)しがネット受付サービスによる応募

しがネット受付サービス(以下の URL)にアクセスし必要事項を記入の上、作品を送信して

ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/5545966544624372751>

二次元コードを読み取ることもアクセスできます。



<必要事項>

- ・住所(ふりがな)
- ・氏名(ふりがな)
- ・生年月日
- ・年齢
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・保護者氏名・連絡先(※応募者が未成年の場合)
- ・作品
- ・作品に対するコメント

<ロゴマーク応募に係る留意事項>

- ・ファイル容量は10MB 以内としてください。
- ・形式はpng、jpg、jpeg、gif、heif、heic、pdf、docx、xlsx、pptx、zipのいずれかとしてください。

(2) 郵送による応募

別紙応募用紙をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、下記15の応募先まで郵送してください。

① ロゴマーク

- ・A4サイズの白紙1枚に1作品とします。
- ・作品を折り曲げたり丸めたりせずに送付してください。

②キャッチフレーズ

- ・応募用紙に直接記入してください。

<応募に係る留意事項>

- ・封筒に「滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク(キャッチフレーズ)応募書類在中」と記載のうえ、送付してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による応募は極力お控え頂きますようお願いいたします。
- ・FAX での応募は受け付けません。

8 応募要件

①ロゴマーク

- (1) 作品は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。未発表とは印刷物や映像、WEBサイト等で公表されておらず、また各種コンクール等で入賞していないものを指します。
- (2) 単色・モノクロでの使用も考慮した上でデザインを作成してください。
- (3) 滋賀県イメージキャラクター「うおーたん」「キャッフィー」はデザインに含めないでください。

②キャッチフレーズ

- (1) 25文字以内としてください。(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの使用可。記号やスペースも1文字と数えます。)

9 審査基準

- (1) 県政150周年を印象付けるロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (2) 県政150周年記念の取組の趣旨・目的を踏まえたロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (3) 滋賀県らしさを感じさせるロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (4) 県政150周年記念のロゴマーク・キャッチフレーズとして、普及啓発物品等に活用しやすい作品であること

10 選考方法・結果発表

(1)選考方法

- ア 一次選考・・・応募作品について、滋賀県にて選定を行い、最優秀賞作品候補各5点を
選出
- イ 最終選考・・・最優秀賞作品候補各5点についてWEB等で投票を実施し、最も得票の
多かったロゴマーク・キャッチフレーズ各1点を最優秀賞作品として決定

(2)結果発表

- ・令和4年(2022年)4月(予定)に発表予定。
- ・最優秀作品および作者の発表は、令和4年(2022年)3月下旬(予定)に本人に通知するとともに、滋賀県ホームページ等への掲載や報道機関を通じて公表する予定です。
- ・なお、入賞されなかった方への通知は行いませんのでご了承ください。

11 表彰

最優秀賞として、ロゴマーク・キャッチフレーズ各1点を表彰します。

区分	点数	内容
最優秀賞	1点	賞状、副賞(ロゴマーク:10万円、 キャッチフレーズ:5万円)

※受賞者が高校生以下の場合は、賞金相当額の図書カードを贈呈します。

※該当受賞者が未成年の場合は、著作権等に係る本県への帰属了承等のため、親権者の同意が必要です。

12 個人情報の取扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰以外の目的で使用することはありません。
- (2) 入賞者の発表の際は、入賞者の住所(市町村名まで)および氏名を公表します。

13 著作権等に関する事項

- (1) 受賞作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)、その他一切の権利(商標・意匠の出願および登録をする権利)は、すべて滋賀県に帰属するものとし、受賞者(著作者)は滋賀県および滋賀県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとし、ます。
- (2) 下記の場合、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 受賞作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令または本募集要項に反する場合
- (3) 受賞作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、滋賀県では一切の責任を負いかねます。
- (4) 受賞作品のロゴマーク・キャッチフレーズは、受賞者と協議の上、加工または修正を行う場合があります。

14 応募等に関する注意事項

- (1) 応募に要する費用(デザイン費・郵送費等)については、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品は提出後に修正はできません。修正する場合は再度ご応募ください。
- (3) 送付いただいた応募作品は返却いたしません。
- (4) 手描きの作品が最優秀賞作品候補に選出された場合は、作画内容を踏まえて、その内容(色や形状)について著作者と確認作業を行います。その上で、改めて電子データ(PDF や JPEG 等)に変換することとします。
- (5) 以下の応募は選考対象とはなりません。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 受賞作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令または本募集要項に反する場合
- (6) 以下に関する通知・問い合わせは対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ア 郵送による応募作品の受付通知
 - イ 選考過程
 - ウ 選考結果、理由について
- (7) 本募集要項に記載された事項については、今後、滋賀県の判断により、変更または追加することがあります。
- (8) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

15 郵送での応募先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部企画調整課

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ担当

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話:077-528-3310

FAX:077-528-4830

メール:kikaku@pref.shiga.lg.jp

開庁時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土曜・休日は開庁していません。